

タイセイヨウセミクジラの保護措置

こちらは、英文記事「[Measures to protect North Atlantic right whales](#)」（2022年4月5日付）の和訳です。



米国・カナダ東岸を航行中の船舶は、タイセイヨウセミクジラに十分に気を配り、速度制限が設けられている場合はその制限を守らなければなりません。

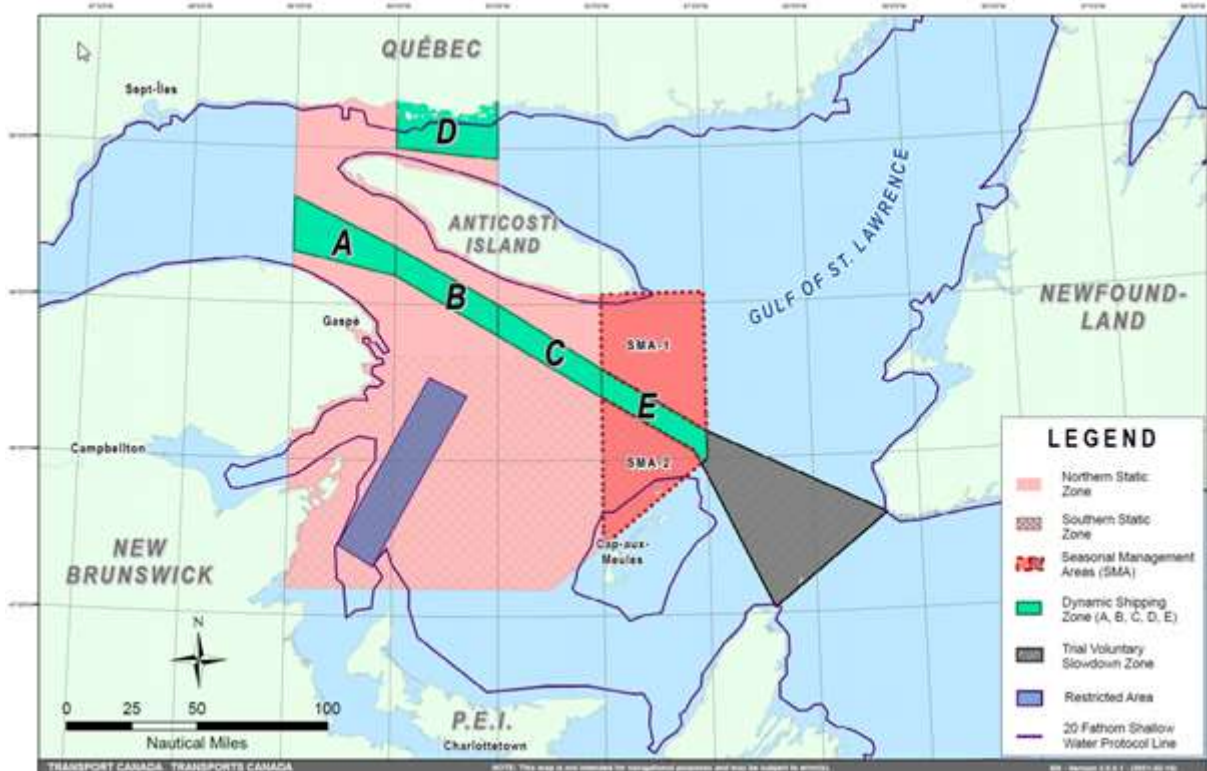
タイセイヨウセミクジラは、世界で最も絶滅が危惧されている大型鯨種の一種です。捕鯨船による乱獲で1890年代初めに絶滅の危機に瀕し、米国海洋大気庁（NOAA）によると今も生息数は350頭に満たないと見られています。ほとんどが米国・カナダ東岸沿いに集中して生息しており、毎年秋になるとその内の一部が餌場であるカナダやニューイングランド沖から、繁殖地であるサウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州北東部沿岸などの温暖な海域まで、1,500 km 以上を移動します。あいにく、この生息地や回遊ルートは主要港に近く、船舶の航路と重なっていることも多いため、船舶との衝突が起こりやすくなっています。

そのため、捕鯨の時代ははるか以前に過ぎ去ったものの、タイセイヨウセミクジラにとっては人間との関わりが今も最大の危険となっています。これを受けてカナダ、米国の両国は、タイセイヨウセミクジラがいる可能性の高い期間中、船舶の衝突を防止するためのさまざまな措置を講じています。

カナダにおける要件

カナダ運輸省（TC）は [2022年3月10日](#)、セントローレンス湾における今年のセミクジラ回遊シーズン中の船舶航行管理措置に関する通知を公表しました。今年の規制期間は **4月20日～11月15日** です。全長 13 m を超えるすべての船舶に以下の規制が適用されます。

- 北部・南部固定海域**：下図のピンク色で示した部分です。回遊シーズン全体を通して 10 ノット以下での航行が常に義務づけられます。
- 変動航行海域（A～E）**：下図の緑色で示した部分です。船舶の航路上やその付近でタイセイヨウセミクジラが目撃された場合に、10 ノット以下での航行が一時的に義務づけられます。制限期間は個体が確認されてから 15 日間ですが、状況に応じて延長されることもあります。
- 指定季節管理海域（変動航行海域 E の北側・南側）**：下図の濃いピンク色で示した部分です。4月20日～6月28日の期間中は、10 ノット以下での航行が常に義務づけられます。6月29日～11月15日の期間中は、タイセイヨウセミクジラが当該海域で目撃された場合に、10 ノット以下での航行が一時的に義務づけられます。制限期間は最短 15 日間です。
- 制限海域（シデアックバレー付近）**：下図の濃い青色で示した部分です。この海域で通常、夏場に多くのタイセイヨウセミクジラが索餌と海面活動のために集まることを受けて設置されました。適用除外船とされている船舶（漁船、当局船、調査船、海難船など）を除き、全長 13 m を超える船舶はすべて進入が禁止されています。適用除外船については 8 ノット以下での航行が義務づけられます。制限実施期間は当該海域における季節ごとの漁業活動状況によって異なるため、正式な期間については、決まり次第、カナダ運輸省から航行警報の形で通知がなされます。
- 試験的任意制限海域**：下図の灰色で示した部分です。カボット海峡から変動航行海域 E の東端にわたって設置されています。タイセイヨウセミクジラがセントローレンス湾を出入りする回遊時期に合わせ、4月20日～6月28日と9月28日～11月15日の期間中、当該海域では最大速度を 10 ノットとする任意の速度制限が実施されます。



詳しくは、カナダ運輸省のウェブサイト「[Protecting North Atlantic right whales from collisions with vessels in the Gulf of St. Lawrence](#)（セントローレンス湾におけるタイセイヨウセミクジラと船舶の衝突防止）」をご覧ください。

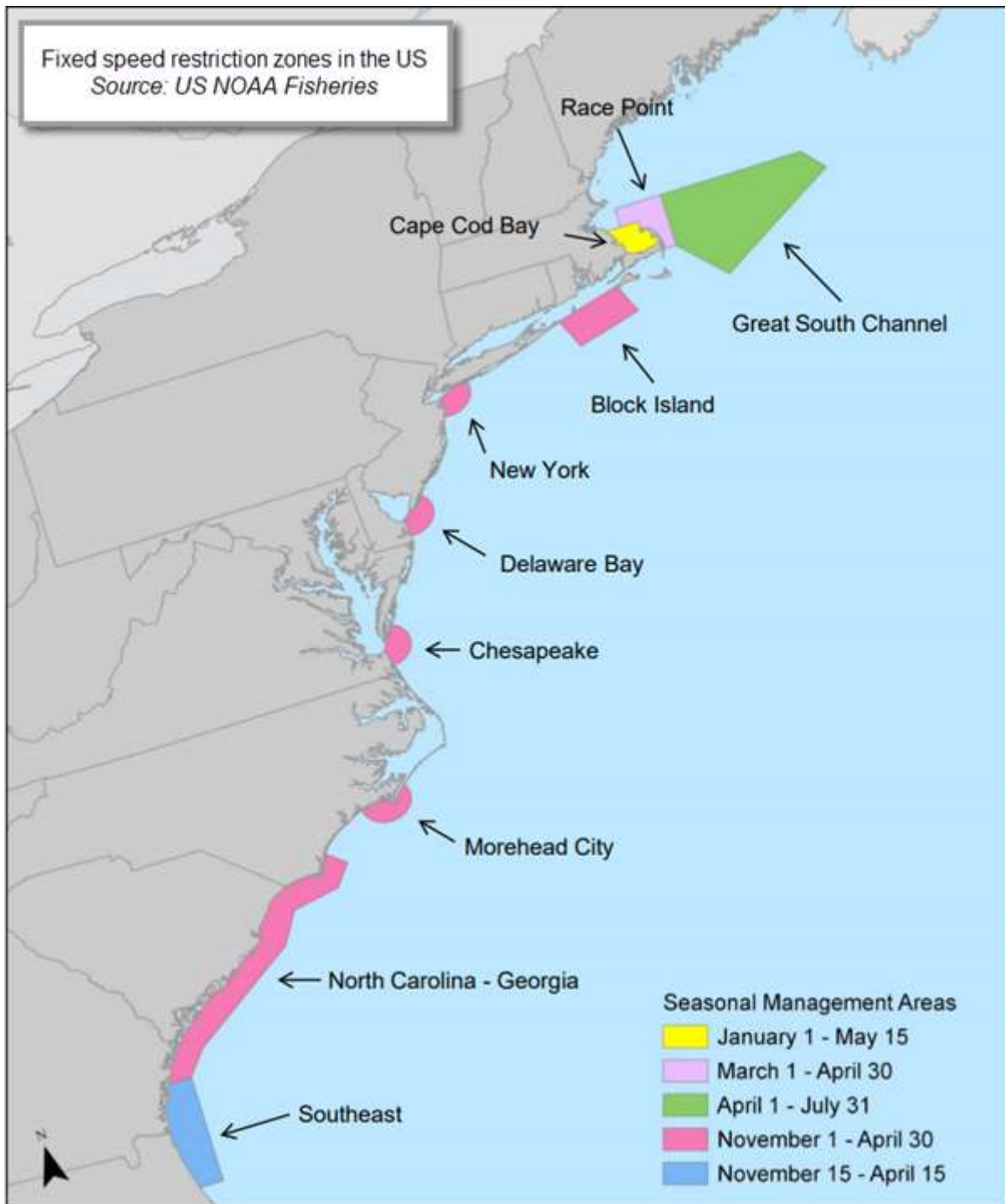
米国における要件

NOAA は毎年、米国東岸沿いで以下の措置を講じています。

- **船舶報告義務**：総トン数 300 トン以上の船舶は、タイセイヨウセミクジラの次の主な 2 つの生息地に入域する際に陸上局に報告をしなければなりません。1 つは北東部のマサチューセッツ州沿岸沖とケープコッドで、通年での報告が必要です。もう 1 つは南東部のジョージア州とフロリダ州の沿岸沖で、こちらは 11 月 15 日～4 月 16 日の期間中、報告が必要です。詳しくは、NOAA の「[船舶報告義務制度ポスター](#)」をご覧ください。
- **速度制限固定海域**：全長 65 フィート（19.8 m）以上の船舶は、1 年の特定の時期に、米国東岸沿いにある指定季節管理海域（SMA）と呼ばれる特定の場所を航行する際は、10 ノット以下で航行しなければなりません。下の地図は SMA の概要を示したものです。詳細については、NOAA の「[コンプライアンスガイド](#)」をご覧ください。

FIXED SPEED RESTRICTION ZONES IN THE US		MAP COLOUR	PERIOD (EVERY YEAR)
Northeast	Cape Cod Bay	Yellow	1 January - 15 May
	Off Race Point	Pink	1 March - 30 April
	Great South Channel	Green	1 April - 31 July
Mid-Atlantic	All	Dark pink	1 November - 30 April
Southeast	All	Blue	15 November - 15 April

- 一時的減速海域**：特定の海域でタイセイヨウセミクジラが3頭以上目撃された場合、変動管理海域（DMA）と呼ばれる、航行速度を10ノットに制限する任意の速度制限区域が急遽設定されることがあります。設定の連絡はNOAAが従来の海上通信回線を通じて行います。連絡を受けたら、当該海域の航行を避けるか、その海域を航行する間は船速を10ノット以下に抑えるようにしてください。
- タイセイヨウセミクジラ減速海域**：DMAと同じく、先頃タイセイヨウセミクジラの姿や音が確認された海域周辺に設定される海域です。これが設定された場合は、当該海域の航行を避けるか、船速10ノット以下で航行するようにしてください。なお、DMAはセミクジラの姿を目視で確認した場合に設定されますが、この減速海域は音響受信機で存在を確認した場合でも設定されることがあります。[こちら](#)をクリックすると、設定に関するメール通知の受信登録ができます。
- 指定季節任意「避航海域」（ATBA）**：グレートサウス海峡に設けられている海域です。この海域でタイセイヨウセミクジラの船舶衝突リスクが最も高くなる4月1日～7月31日の期間中、総トン数300トン以上の船舶は航行を避けるよう推奨されています。
- 推奨航路**：ケープコッド湾内（1～5月）と、ジョージア州とフロリダ州沖のセミクジラ繁殖地（11～4月）に、それぞれ推奨航路が設定されています。詳しくはNOAAの「[推奨航路リーフレット](#)」をご覧ください。



詳細については、NOAA のウェブサイト「[Reducing Vessel Strikes to North Atlantic Right Whales \(タイセイヨウセミクジラと船舶の衝突防止\)](#)」をご覧ください。

推奨予防策

絶滅の危機に瀕しているタイセイヨウセミクジラとの衝突リスクを乗組員がきちんと把握しておくようにすることは運航者の責任です。米国東岸やカナダ・セントローレンス湾を航行する船舶の所有メンバーに対しては、以下の対策を推奨いたします。

- タイセイヨウセミクジラの生息地とされている海域を航行する際は、クジラの特定や報告など、講じるべき予防策の基本訓練を乗組員に必ず受けさせてください。タイセイヨウセミクジラの外見や行動については、[NOAAの海洋生物種名鑑](#)で詳しく学ぶことができます。
- 現在速度制限が実施されている海域を確認してください。特定の場所でタイセイヨウセミクジラの存在が確認された場合、時期にかかわらず一時的な速度制限海域が設定されることがあります。
- 任意の速度制限区域（DMA）がある海域を航行する際は、10ノット以下で航行するか、その外側を航行し、セミクジラの発見に慣れている見張りを配置するよう船長に促してください。
- 本船の入港前報告手順について、見直しと、必要に応じて更新を行い、米国のタイセイヨウセミクジラ船舶報告義務制度の規定に必ず従うようにしてください。
- 情報源をフル活用して、タイセイヨウセミクジラを目撃情報を集めてください。情報を集めることで、乗組員は、セミクジラがいると思われる海域内の港を発着する航海計画を最も慎重な形で実行することができます。iPadやiPhoneで利用できる[Whale Alert アプリ](#)もあります。
- 乗組員には、タイセイヨウセミクジラのいる場所から500ヤード（460 m）以内にわざと立ち入らないよう指示しておいてください。立ち入った場合は米連邦法違反となります。セミクジラを目撃した場合は、当該海域の他の船舶にも警告が必要です。

この速度制限義務に違反した場合、民事・行政罰が科されるおそれがあります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。